

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社B事業所（以下「会社」という。）に雇用され、カット野菜の下処理業務に従事していたところ、同年〇月〇日に左母指に疼痛が出現したとして、同月〇日、C病院に受診したところ、「左母指腱鞘炎」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診したところ、「左母指バネ指」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、当初、大根の皮むき作業などの単調な作業に従事し、手の同じ個所を繰り返し動かしていたことから、本件疾病を発症したとしていたが、その後、平成〇年〇月〇日のキャベツを箱に移し替える作業（以下「キャベツの移替え作業」という。）中の事故が原因で本件疾病が発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、カット野菜の下処理やキャベツの移し替え作業にて、本件疾病が発症したと主張するので、以下検討する。

請求人の主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「傷病名、左母指ばね指。屈筋腱の肥厚を著明に認め、IP、MP関節の完全屈曲、完全伸展が不能になっている。仕事のみが発症原因とは断定できないと思われまます。」と述べている。またF医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「バネ指の認定要件に照らしても業務遂行状況（業務内容、勤務内容）からも業務上災害に当たらない。主治医の意見書の状況からみて、かなり長期間に渡っている病態と考えられ、以上の2点より業務上災害とは認め難い。」と述べている。

当審査会としては、本件疾病の発症は、請求人が本業務に従事した期間は5か月余りで、1日の就業時間も3から4時間程度であること、一方、傷病の病態からみても業務状況と一致しているとは考えられないことから、F医師の意見を妥当と判断する。

(2) なお、請求代理人は、監督署職員が労災の書類申請に関わったのに労災が認められないのは納得できないと主張しているが、それらは業務起因性の判断に影響を及ぼすものではないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を

支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。